

津久井産材産地証明制度実施要領

(趣旨)

第1条 津久井産材利用拡大協議会(以下「協議会」という。)が、協議会会則第6条第1項第1号に規定する「津久井産材の利用拡大に必要な事項の協議と具現化の推進に関すること」の一環として、津久井産材の名称の普及と流通の促進を図るために行う、津久井産材の産地証明制度の実施に関して、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 本制度における用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 津久井産材とは相模原市内で合法的に生産された素材をいう。
- (2) 津久井産材認証生産者とは津久井産材認証生産者として、津久井産材利用拡大協議会が認証した素材生産者(以下「生産者」という。)をいう。

(産地証明の方法)

第3条 生産者が津久井産材を生産した場合は、津久井産材流通確認証(第1号様式。以下「確認証」という。)により産地の証明を行うものとする。

- 2 確認証を発行することができるのは、生産者とする。
- 3 生産者は、確認証の発行後、写しを協議会に送付しなければならない。
- 4 確認証を引き継ぐことができる製材事業者は、次の者とする。
 - (1) 神奈川県内に住所を有する製材事業者等
 - (2) 流域連携の観点から協議会が必要と認めた県外の製材事業者等
 - (3) その他、製品加工の関係などから、特に協議会が必要と認めた県外の製材事業者等
- 5 生産者は前項第2号又は第3号の者に確認証を引き継ぐ場合、事前に協議会の承認を得るものとする。ただし、会長が特に必要と認める場合においては、会長が承認を行い、協議会には事後報告とすることができる。
- 6 発行された確認証は、出荷した津久井産材の最終的な取引が行われるまで、取扱い事業者(以下「事業者」という。)により、順次流通確認がなされるものとする。

(生産者の登録)

第4条 生産者として認証を受けようとする者は、津久井産材認証生産者登録申請書(第2号様式。以下「申請書」という。)を協議会に提出するものとする。

- 2 申請ができる生産者は、原則として神奈川県内に住所を有する素材生産者とする。ただし、流域連携の観点及びその他特に協議会が必要と認めたときは、この限りではない。
- 3 協議会は、第1項の規定による申請書が提出された場合は、登録の可否を諮るものとする。ただし、会長が特に認める場合においては、会長が登録を専決し、協議会には事後報告とすることができる。

- 4 協議会は、申請書に記載された内容を確認するため、必要に応じて調査及び神奈川県等関係機関に照会することができる。
- 5 協議会は、生産者の登録が適当と認められるときは、津久井産材認証生産者登録通知書（第3号様式。以下「通知書」という。）を交付するものとする。
- 6 協議会は、登録が承認された生産者について、申請書に基づき津久井産材認証生産者登録台帳（第4号様式）に登録するものとする。

（確認証の調査）

- 第5条 協議会は、確認証に記載された伐採の手続き状況等を確認するため、必要に応じて相模原市や神奈川県等、関係機関に照会することができる。
- 2 協議会は、生産者及び事業者の現況並びに津久井産材の真偽を確認する必要があるときは、現地調査等必要な調査をすることができる。
 - 3 協議会は次の各号に当てはまるときは、生産者及び該当する事業者に対して、確認証の取消を求めることができる。
 - （1）第3条第4項に定める者以外の者に確認証が引き継がれたことが判明したとき
 - （2）その他不正な確認証であることが判明したとき

（遵守義務）

- 第6条 生産者及び事業者は、津久井産材の信頼性を将来にわたって維持確保していくため、本要領を遵守しなければならない。
- 2 生産者は、津久井産材として出荷した木材の産地について疑義が生じた場合は、自らの責任において、これに対処しなければならない。

（登録の変更）

- 第7条 生産者は、生産者登録に変更が生じたときは、すでに交付されている通知書を添えて、津久井産材認証生産者登録変更・取消届出書（第5号様式）を速やかに協議会に提出しなければならない。
- 2 協議会は、前項の規定による届出があったときは、登録事項の変更、通知書の書換、その他必要な措置を講じるとともに、その事実を協議会に報告しなければならない。

（登録の取消）

- 第8条 生産者は、生産者登録の取消を行いたいときは、すでに交付されている通知書を添えて、津久井産材認証生産者登録変更・取消届出書（第5号様式）を速やかに協議会に提出しなければならない。
- 2 協議会は、生産者が次の各号に該当する場合は、認証を取り消すことができるものとする。
 - （1）申請書の記載事項に虚偽があったことが明らかになったとき。

- (2) 生産者から登録の取消の申請があったとき。
 - (3) 生産者が津久井産材の生産を中止したとき。
 - (4) 生産者が津久井産材に適合しない木材を津久井産材として出荷したとき。
- 3 協議会は、前項各号に掲げる事項に該当し認証を取り消すときは、津久井産材認証生産者登録取消通知書（第6号様式）により、通知するものとする。

（事務の所管）

第9条 本制度の事務は、当分の間、相模原市津久井地域経済課において処理する。

（その他）

第10条 この要領に定めのない事項については、必要に応じて協議会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成29年6月1日から施行する。ただし、この要領の施行の日から平成30年3月31日までの間に限り、第4条第6項の規定による生産者の登録を受けた者が平成28年10月1日から平成29年5月31日までの間に生産した素材についても、第3条第1項の産地の証明をすることができる。